

建設局下水道事業（排水設備）関連業務に係る 会計年度任用職員（一般事務）募集要項

1. 募集人数

1名

2. 業務内容

（1）排水設備計画確認申請に係る業務

- ・窓口における来庁者への対応業務
 - ①排水設備確認申請書及び完成届に係る書類の受け渡し
 - ②相談及び問合せへの対応（技術的指導除く）
- ・排水設備確認申請書及び完成届に係る書類の確認
 - ①提出された各種書類の確認（記載内容に不備がないかの確認等）
 - ②完成届遅延督促文の作成及び送付
- ・指定工事者及び責任技術者の指定・更新業務
 - ①新規申請者の書類受付・指定事務
 - ②更新対象者に対する案内書類の送付・更新事務
- ・①文書の整理、コピー、封入及び押印、環境整備等
 - ②その他、1）～3）に付随する業務

（2）取付管・接続ます改善支援事業に係る業務

- ・窓口における来庁者への対応業務
 - ①16条承認工事（※）に係る書類の受け渡し
 - ②相談及び問合せへの対応
- ・16条承認工事に係る書類の確認、給付金額査定等業務
 - ①提出された各種書類の確認（記載内容に不備がないかの確認等）
 - ②給付金額の査定（数量と査定単価から査定額を算出し、見積書と照合）
 - ③申請者への通知文等作成及び配布
- ・道路掘削申請業務
 - ①16条承認工事のための道路掘削許可申請手続き（道路管理システムを用いる）
 - ②工事完了後の道路掘削工事完成検査願作成
- ・その他業務
 - ①文書の整理、コピー、封入及び押印、環境整備等
 - ②その他、1）～3）に付随する業務

※16条承認工事とは

下水道法第16条において「公共下水道管理者以外のものは、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事を行う事ができる」とされており、これに基づき市が承認して申請者が行う工事を16条承認工事と呼ぶ。

排水設備係では、建物の新設及び建替えに合わせ、16条承認工事として排水設備指定工事店が取付管・接続ますの改築工事（コンクリート製から塩ビ製への入替え）を行い、工事完了後に市が指定工事店に対して給付金を支払う事業を進めている。

なお、施主都合による取付管・接続ますの新設及び移設については、16条承認工事として施主負担にて施工が行われる。

3. 応募資格

- ・Microsoft Word、Excel を使用した資料作成知識と技能を有する。
- ・日本語ワープロ検定2級以上相当の能力を有する。
- ・本市職員と協調して業務にあたることができる。
- ・業務に必要な知識を積極的に習得する意欲がある。
- ・販売、営業、相談その他接客に類する業務経験を有する、又は適正がある。

- ・地方公務員法第 16 条により、次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ②神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
 - ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ※年齢、学歴は問いません。
※日本国籍を有しない人も応募できます。ただし、日本国籍を有しない人で就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

4. 任用期間

令和 2 年 6 月 3 日（予定）から令和 3 年 3 月 31 日まで

※勤務実績が良好な場合、面接による選考を実施のうえ、再度任用されることがあります。
（2 回まで最長 3 年）

5. 勤務条件等

（1）基本給

月額：約 132,000 円（地域手当に相当する報酬含む、昇給はしません。）

年収：約 159 万円

※本市職員としての経歴に応じて、一定の範囲で加算があります。

（2）諸手当等

期末手当（年間約 34 万円）時間外勤務手当、通勤手当等

※在職期間に応じて期末手当の支給割合を決定するため、初年度の期末手当は年間約 22 万円です。

（3）勤務時間・日数

8：45～17：30（休憩 60 分）・週 4 日（31 時間）

※時間外（休日）勤務が発生する場合があります。

（4）休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始、週のうち所属から指定された日

（5）休暇

年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇等）

※会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

（6）勤務地

神戸市建設局下水道部管路課

（7）福利厚生

健康保険（協会けんぽ）、厚生年金、雇用保険、公務災害補償等

※一定の要件を満たす場合に加入します。

（8）試用期間

1 ヶ月（再度任用する場合も同様）

（9）服務

・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

・営利企業への従事（兼業）を行うことができます。ただし、以下の場合は認められませんので留意してください。

- ①兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合
(兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の標準勤務時間を上回る場合など)
- ②兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合
- ③兼業を行うことによって神戸市の信用を損なうおそれがある場合

(10) その他

- ・基本給及び諸手当の額は、給与改定をうけて変更されることがあります。

6. 選考方法

書類選考(履歴書)を行った後、選考合格者を対象に面接を実施し合格者を決定します。
申込者多数の場合は、実務検査を行う場合があります。

7. 問い合わせ・書類提出先

〒651-0084 神戸市中央区磯辺通3-1-7 コンコルディア神戸3階
神戸市建設局下水道部経営管理課管理係
電話(078)806-8708(直通)
※平日9:00~17:00時まで受付(12:00~13:00を除く)

8. 申込方法

①提出書類

履歴書(様式は問いません。)

※面接等の連絡を行いますので、必ず連絡の取れる連絡先を記入してください。

②申込方法

郵送にて「7. 問い合わせ・書類提出先」に提出してください。

③受付期間

令和2年5月14日(木)~令和2年5月22日(金) 必着

9. その他

- ・応募資格がないこと又は提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合には採用を取り消すことがあります。
- ・本募集において提出された書類は、受付後返却しませんので、ご了承ください。
- ・本募集に際して収集した個人情報、神戸市個人情報保護条例に基づき、厳正に取り扱い、会計年度任用職員の任用手続き以外の目的で利用することはありません。